

27愛給第439号
平成28年3月17日

愛知中部水道企業団
指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団
企業長 川瀬 雅喜
(公印省略)

直結増圧給水実施要綱の一部改正について（通知）

日ごろは、本企業団の事業にご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
つきましては、別添のとおり、増圧様式第1号（裏面）の誓約事項の内容を一部改正しましたので
内容をご確認のうえ、貴社従業員に周知していただくようお願いいたします。

記

- 1 施行日 平成28年4月1日以降の直結増圧給水協議書の提出分より
- 2 改正箇所 赤字部分

問合先 愛知中部水道企業団
給水課 給水装置申請グループ
TEL (0561) 38-0030

増圧様式第 1 号（裏面）

誓 約 事 項

・ 使用者等への周知等

- 1 停電や故障によりブースタポンプが停止したとき、あるいは、ポンプ上流側水圧低下や配水管維持管理工事、及び濁水時の制限給水によりブースタポンプが停止した場合は、共用の直圧給水栓を使用します。
- 2 将来の水圧変動や使用量増加により出水不良が発生した場合は、自己の費用負担で、設備等の見直しを行うなど速やかに対応します。
- 3 ブースタポンプ故障等の緊急時に備え、修繕連絡先等を明示し、使用者等への周知を図ります。
- 4 ブースタポンプを設置した場合は、受水槽のような貯水機能がないため、配水管工事や濁水等による断水時には、一時的に水の使用ができなくなることを承諾します。

・ 定期点検

ブースタポンプや減圧式逆流防止器の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回定期点検を行うとともに、減圧式逆流防止器定期点検報告書を企業団に提出し、必要に応じて保守点検や修繕を速やかに行います。また、吸排気弁、逆流防止装置、減圧弁等の器具についても、適正に保守点検します。

・ 漏水等の対応

減圧式逆流防止器の中間室からの漏水等が発生した場合は、当方で責任をもって対応します。ブースタポンプ設置に起因して、漏水等が発生し、企業団もしくは使用者等に損害を与えた場合は、当方で責任をもって補償します。

・ 受水槽給水から直結増圧給水への改造

既設配管の再使用に起因した屋内配管の漏水、赤水、出水不良等が発生した場合は、当方が責任を持って速やかに対応します。

・ 管理者等の変更の届出

ブースタポンプの設置者・管理者または修繕委託者を変更するときは、速やかに企業団に届出します。また、変更後の設置者または管理者に、この設備が条件付きのものであることを周知させます。

・ 親メータと子メータの差水量の支払い

各個検針とする場合に、親メータの使用水量が子メータの合計使用水量の10%を超えた場合は、その差水量にかかる水道料金を支払います。この場合において、1m³当たりの単価は、企業団給水条例第22条に定める使用料金の最高額で支払います。

・ メータ交換時の措置

計量法に基づく水道メータの交換及びメータの異常による交換時の際には、企業団に協力し断水することを承諾します。

・ 計画的な断水工事に伴うブースタポンプの操作について

水道工事等の計画的な断水工事に伴うブースタポンプの操作については、当方が責任を持って実施します。操作を委託する場合の費用は、当方の負担とします。また、ブースタポンプの操作に伴うトラブルについては、当方が責任を持って対応します。

・ 紛争の解決

上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、企業団にはいっさい迷惑をかけません。